

国民民主党 雇用対策法・労働基準法・労働契約法改正案【全体像】

雇用対策法改正

※公布日施行

1. 基本的理念に ① **正規雇用(無期、直接、フルタイム)**を原則としつつ、本人の希望に応じて、公平・適正な待遇等による多様な形態での就業機会の確保
② 採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について**不当な差別的取扱いを受けないようにすること**を新たに規定
2. 国の施策として、労働者の希望に応じた多様な働き方を確保し、**職務の価値の適正な評価と待遇の確保**を規定
3. 国に**基本指針**の策定を義務付け

労働基準法改正

※一部を除き、平成31年4月1日施行

労働時間、休息时间等の規制強化

- **高度プロフェッショナル制度の導入**
- **企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大** → **行わない**

1. 労働時間の延長の上限規制（罰則付）

- 原則：月45時間、年360時間
- 臨時：半月100時間、複数月平均80時間、年720時間
- 自動車運転手は、5年後に一般則を適用

2. インターバル（休息时间）規制の導入

- 始業後24時間経過までに、**インターバル（休息时间）の付与を義務付け**
※ 休息時間は、健康保持、ワークライフバランスを考慮して厚生労働省令で定める

3. 裁量労働制適用の厳格化

- **健康管理時間の記録と上限適用の義務付け** ○ **健康確保措置の充実**
- 専門業務型：対象労働者への**事前通知**
- 企画業務型：**対象労働者の要件厳格化、同意手続の適正化、撤回の法定**
労使委員会決議の指針への適合
使用者の報告義務の拡大、厚労大臣による取りまとめ・公表等

4. 割増賃金率の中小企業への猶予措置の撤廃

5. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務

6. フレックスタイム制の見直し

7. 週休制の例外についての労使協定の要件化

実効性の担保・確保

8. 労働時間管理簿の調製・記入等の義務付け

- 使用者の(1)「労働時間管理簿」の調製義務、(2)各労働者について日ごとの始業・終業時刻や労働時間等の記入義務、(3)保存義務（3年間）を規定
- 本人等への開示手続

9. 法令違反行為を行った場合の氏名等の公表

10. 企画業務型裁量労働制の利用を中止させる制度

11. 罰則の強化及び新設

- 1.「労働時間規制」違反（違法な時間外労働をさせた者）の罰則を強化
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に**引上げ**
- 2.「インターバル(休息时间)規制」違反 → 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 8.「労働時間管理簿の調製等」違反 → 30万円以下の罰金

検討規定

- ① 施行後3年目途で、**新労働基準法全般**
- ② **法人重科制度**の導入も含めた労働時間等に関する規定に違反する行為に対する**罰則の在り方**
- ③ **管理監督者等**に係る労働時間等に関する規定の適用除外
- ④ **建設業に係る特例の廃止**
- ⑤ 給特法の改廃を含めた**教育職員**の長時間労働規制
- ⑥ 労働基準法上の債権に関する**消滅時効の期間**
- ⑦ 過半数労働組合がない事業場における**労働者の過半数を代表する者の民主的な選出方法等**
- ⑧ **副業・兼業**に関する労働者等の保護
- ⑨ **フリーランス**に関する労働者に準じた保護

労働契約法改正

※平成31年4月1日施行

労働契約について、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、**均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきことを規定**